

茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(環境影響評価の推進)</p> <p>第 1 2 条 略 (教育及び学習の振興等)</p> <p>第 1 3 条 略 (市民等の活動への支援)</p> <p>第 1 4 条 略 (情報の提供)</p> <p>第 1 5 条 略 (調査及び研究の充実)</p> <p>第 1 6 条 略 (財政上の措置)</p> <p>第 1 7 条 略 (国及び他の地方公共団体との協力等)</p> <p>第 1 8 条 略 (環境施策の報告)</p> <p>第 1 9 条 略 (市民等の意見)</p> <p>第 2 0 条 略 (審議会の意見等)</p> <p>第 2 1 条 略 (委任)</p> <p>第 2 2 条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>(茅ヶ崎市環境調整会議)</u></p> <p>第 1 2 条 <u>前条に規定する総合的調整を行うため、茅ヶ崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>調整会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(環境影響評価の推進)</p> <p>第 1 3 条 略 (教育及び学習の振興等)</p> <p>第 1 4 条 略 (市民等の活動への支援)</p> <p>第 1 5 条 略 (情報の提供)</p> <p>第 1 6 条 略 (調査及び研究の充実)</p> <p>第 1 7 条 略 (財政上の措置)</p> <p>第 1 8 条 略 (国及び他の地方公共団体との協力等)</p> <p>第 1 9 条 略 (環境施策の報告)</p> <p>第 2 0 条 略 (市民等の意見)</p> <p>第 2 1 条 略 (審議会の意見等)</p> <p>第 2 2 条 略 (委任)</p> <p>第 2 3 条 略</p>